**「市場施設の使用許可」について** 2019.10.1 熊本一規

**１．「仲卸業者への市場施設の使用許可」には条例上の根拠がない**

東京都は、再弁明書2頁において、平成30年9月21日の都の説明の内容について次のように記している。

･築地市場は､都民に生鮮食料品を安定的に供給するという行政目的を果たすために、都が設置している中央卸売市場であり、仲卸業者への市場施設の使用許可は、こうした行政目的の範囲内で行っているものであること

　・築地市場から豊洲市場への移転に伴い、事業者に対する使用許可は消滅するが、築地市場の施設の使用を許可している場合は、原則として豊洲市場の施設の使用を許可することとしているなど、豊洲市場で事業を営む環境は整えていること

　・仮に、不利益を被る場合においても、使用指定に伴う利益は、築地市場という本来の行

政財産に由来する内在的制約を伴っていることから、使用許可の消滅による不利益については、受忍すべきものであり、補償を求めることはできないと考えていること

　上掲のように、東京都は、「仲卸業者への市場施設の使用許可」と述べるが、「仲卸業者に対して市場施設の使用を許可する」旨の規定は東京都中央卸売市場条例(以下、「条例」という)に存在しない。それらしき条文として88条があるが、88条は次のような規定である。

第88条　市場内の用地、建物、設備その他の施設(以下「市場施設」という。)のうち、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。

2　 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他前項に規定す

る者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。

何故88条1項では「使用条件の指定」、88条2項では「使用許可」なのか。この違いは、次のように考えるほかはない。

**仲卸業者等**は条例24条等によって**業務許可を受けている**ため、市場施設を使用できるのは当然である。いいかえれば、**「市場施設の使用許可」はすでに業務許可によってなされている**のである。そのため、88条1項では使用条件を指定するだけなのである。

他方、**売買参加者及び買出人等は「業務許可」を受けていない**ため、市場施設を使用するには**「市場施設の使用許可」が必要**なのである。

要するに、**24条の業務許可により既に「使用許可」を得、「使用資格」を持っている仲卸業者に対しては、88条1項で市場施設の使用条件を指定するだけ**であり、業務許可を受けていない売買参加者等に対しては「使用許可」を出して、市場施設の使用を可能にするのである。

**東京高裁平成3年7月30日判決も、「使用資格は業務許可に因るのであり、使用条件が変わっても旧市場の使用資格には影響がない」旨明確に判示しており**(「東京高裁平成3年7月30日判決抄及び注・コメント」の注5,6及びコメント③,④を参照)**、以上の解釈を裏付けている。**

**２．質問**

**①再弁明書p.2の「仲卸業者への市場施設の使用許可」の条例上の根拠は何か？**

**②再弁明書p.2で「築地市場から豊洲市場への移転に伴い、事業者に対する使用許可は消**

**滅する」とする条例上の根拠は何か？**